

島原地域広域市町村圏組合地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年3月20日告示第5号

改正 平成24年3月27日告示第3号 平成26年7月3日告示第27号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する措置として、地域密着型サービスの適正な運営を確保することを目的に、島原地域広域市町村圏組合地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、必要があるときは、島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）に意見を述べることができる。

- (1) 地域密着型サービスの指定の可否に関する事項
- (2) 地域密着型サービスの指定基準・介護報酬の設定に関する事項
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他管理者が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1) 地域医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 被保険者代表者

2 管理者は、委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を委嘱するものとする。

3 本条第1項第3号の被保険者の代表者は、第1号被保険者及び第2号被保険者とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、第1期目に限りその任期を平成21年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、管理者が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会に専門的事項を分掌するために専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会の運営については、会長が定めるところによる。

(謝礼金)

第9条 委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

(費用弁償)

第10条 委員会又は第8条の専門部会の委員が、職務を行うために要する旅費を弁償する。

- 2 前項に基づく委員の旅費額は、島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号）の規定に基づくものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日告示第3号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月3日告示第27号）

この要綱は、公布の日から施行する。